

意見要約【計画案該当箇所：第Ⅰ章 学校適正化等の必要性和基本計画の考え方】

意見番号	意見者番号	意見の要旨	町の考え方	計画の修正
1	1	<p>本計画（案）は、全町的な財政上の問題を解決するための計画であると感じるが、なぜ、教育委員会が策定するのか。</p>	<p>2021年3月に策定された寒川町公共施設再編計画では、計画期間である2021年から2036年までの16年間における基本方針を定めておりますが、その中で、学校教育施設の再編については、「児童生徒数の減少により学級が減少することから、学校数の適正化を目指し、2021年から検討組織を設置しておおよそ2年程度の間具体的な再編手法を検討します。」とされました。</p> <p>これを受け、2021年11月に「寒川町立小・中学校適正化等検討委員会」を立ち上げ、「将来の寒川の子どもたちにとって、めざすべき望ましい教育環境づくりを行う」ことを学校適正化等の基本的な考え方として検討を進め、このたび町教育委員会として本計画（案）を策定したところです。</p>	<p>本計画（案）に記載しているため変更なし</p>
2	2	<p>南小学校以南、旭小学校以北の人口増加を前提に本計画（案）が策定されているが、旭小学校以北の公共施設等が少なく、子育て上の環境が整っていない状況下で人口は想定通りに増加するのか。</p>	<p>本計画（案）で用いている人口推計は、町総合計画2040策定時点（2019年3月31日時点）の直近の人口動態をベースとした人口推計を用いており、南小学校及び旭小学校の児童数については、他の小学校と同様に減少が進む中、一時的に増加することを想定しつつも、長期的には減少の見込みとなっております。</p> <p>また、2024年度中の町公共施設再編計画の改定作業にあたり、新たな人口推計を予定しておりますので、その変動の有無を確認した上で最終的に学校の再配置案が決定されていく予定です。</p>	<p>変更なし</p>

意見要約【計画案該当箇所：第Ⅰ章 学校適正化等の必要性和基本計画の考え方】

意見番号	意見者番号	意見の要旨	町の考え方	計画の修正
3	3	<p>学校の小規模化に対しては、小学校を25人学級とすれば、学校再編をしなくても1学年2学級以上を確保できるのではないかと。また、中学校も35人学級とすれば、学級数は維持できるのではないかと。</p>	<p>現在の人口推計を基に行った児童生徒数のシミュレーションでは、現在の学校数を維持し続けると、一之宮小学校が2060年には1学級当たりの児童数が32人で6学級（1学年1学級）、寒川中学校が2040年には1学級当たり34人で6学級（1学年2学級）になることが想定されています。</p> <p>ご提案いただきました小学校25人学級については、2021年に実施した保護者や町民、教職員を対象としたアンケートにおいて、「1学級あたり30人」を望む割合が過半数を占め、次いで25人を望む回答が多く、多様性や社会性を育むうえで1学級当たり25人を下限と考える意見が多いと見ることができます。仮にご提案のとおり、一之宮小学校について「1学年2学級」とした場合には、シミュレーションの一之宮小学校の児童数に照らし合わせると、1学級当たり16人で12学級となり、求められている1学級当たりの人数を大きく下回ります。</p> <p>さらに、寒川中学校については、シミュレーションにおいては35人学級としても必要な学級数（1学年3学級以上）を維持できないと想定しています。こうしたことから、小中学校ともに学校の小規模化により発生する根本的な課題の解決にはつながらないと考えますので、学校の再編が必要と考えております。</p>	変更なし
4	4	<p>町の財政対策で学校数を減らすのではなく、教職員の労働環境や子どもたちへの教育面を決めるのが先ではないのか。</p>	<p>人口減少や少子化を背景に、本町においても小・中学校において児童生徒数や学級数が減少する、いわゆる「学校の小規模化」が進むことが予想されています。</p> <p>「学校の小規模化」が進むと、クラス替えや多様な教育活動を行うことが難しくなったり、学級数の減少に伴う教員数の減による免許外指導（教員免許を持たない教科の指導）のほか、教員数に関わらず発生する校務等による多忙化により、満足いく教育活動を展開することができず、寒川町がめざす子ども像（さむかわっ子）の実現を図ることができなくなってしまいます。</p> <p>一方、学校教育施設については、厳しい財政状況の中で、老朽化対策、安全確保及び機能充実等を図るため、児童生徒数に合わせた施設の適正化など、効率的かつ効果的な維持管理が求められています。単なる老朽化対策に留まらず、動きの速い社会変化に合わせて教育内容や方法等の改善や進歩を図る必要があり、時代にふさわしい教育環境の整備のために、この度の学校適正化等の検討に取り組んでおりますので、よろしくお願いいたします。</p>	本計画(案)に記載しているため変更なし

意見要約【計画案該当箇所:第Ⅱ章 寒川町がめざす教育】

意見番号	意見者番号	意見の要旨	町の考え方	計画の修正
5	1	<p>本計画(案)には、望ましい教育環境づくりを行うとの目的が掲げられており、「寒川町がめざす教育」には学力について述べられているが、学力向上に関する記載が少ない。</p>	<p>本計画(案)の11ページから12ページにかけて「めざす子ども像(さむかわっ子)」について記載をしておりますが、その中で、「時代を超えてめざすべきこと【不易】」として、「①確かな学力を身につけた児童生徒の育成」を掲げております。</p> <p>本計画(案)については、人口減少や少子化により児童生徒数や学級数が減少する、いわゆる「学校の小規模化」や学校教育施設の老朽化等により、満足の行く教育活動を展開することができなくなってしまうことで、寒川町がめざす子ども像(さむかわっ子)の実現に支障が出てしまうことを回避する役割を持ったものとなりますので、学力向上については、第2次寒川町教育振興基本計画で掲げた「めざす子ども像(さむかわっ子)」の実現を目指すことで、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。</p>	<p>変更なし</p>
6	2	<p>『令和の日本型教育』では、個別最適化と協働的な学びが推進されています。個別最適化の一つの方法としてICT技術を活用した学習を整備し、学校での集団の学習のほか、自宅等のネットワーク環境で学ぶなど、具体的な言及をしてほしい。</p>	<p>町教育委員会では、GIGAスクール構想の導入に伴い、1人一台のタブレット端末を整備し、その活用の推進を図っているところですが、今後様々な教育活動において、ICT機器の効果的な利活用が求められると考えております。</p> <p>一方、「『令和の日本型教育』の構築を目指して」(文部科学省中央教育審議会答申)においては、学びを保障する手段としての遠隔・オンライン教育が注目されるとともに、教師による対面指導や子ども同士による学び合い、地域社会での多様な体験活動など、リアルな体験を通じて学ぶことの重要性についてあらためて注目されているところであり、デジタルと対面指導の双方のメリットを生かしながら、柔軟に取り組んでいくべきではないかと考えております。</p> <p>ご指摘いただいた点につきましては、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」に向け、本計画(案)の62ページの最下段に記載のとおり、「利用者目線で真に必要なとされる施設の整備」に努めてまいりたいと考えております。</p>	<p>本計画(案)に記載しているため変更なし</p>

意見要約【計画案該当箇所：第三章 より良い教育環境づくりのために】

意見番号	意見者番号	意見の要旨	町の考え方	計画の修正
7	2	最新の建物をつくるための費用等を本計画(案)に記載しているならば、それに伴いどのような教育環境の整備や教育文化をつくるのか具体化してほしい。	本計画(案)は、町が目指す望ましい教育環境づくりとしての学校の再配置に関する考え方をお示しするものとなっています。 ご指摘の点については、基本的な考え方や現時点でのイメージを本計画(案)の61ページから62ページに記載しておりますが、ソフト面の具体的な内容につきましては、学校施設の新築に向けハード面と併せ、児童・生徒や保護者、教職員等へのアンケート等の実施等により、様々な方々のご意見をいただきながら利用者目線で真に必要とされる施設について検討を進めてまいります。	本計画(案)に記載しているため変更なし
8	2	既存の学校を含め、本計画(案)の配置案の学校位置は、住まう地域により通学時間に大きな差があり、日常の家庭における学習時間等を奪われることにつながり大きな不公平があると思うため、その対応として、南小学校の同一敷地内、又は近隣に中学校を設置した小中一貫教育校を展開してはどうか。	南小学校の敷地を活用した小中一貫校の整備につきましては、校舎の建設や校庭の整備に必要な敷地面積が確保できないこと、さらに1校当たりの児童・生徒数が増加することにより大規模校(25クラス以上)となる等の課題があるため、実現は難しいと考えます。 また、本計画(案)は、2021年に策定された「寒川町公共施設再編計画」を踏まえたものであり、「寒川町公共施設再編計画」策定時に用いた財政推計では、新たな用地取得困難な状況となっています。この点については、2021年11月から2023年3月にかけて行われた「寒川町立小・中学校適正化等検討委員会」においてもその考え方を示したうえで検討を進めていただいたところです。こうしたことから、既存の学校用地を活用した配置を基本とし、新たに学校用地を取得することは想定しておりません。	変更なし
9	3	寒川中学校の敷地内で、一之宮小学校を併設した小中一貫教育校を展開してはどうか。	ご提案の内容では、小学校での児童数の減少に伴う単学級(1学年1学級)の発生や、中学校において学級数の減少に伴う教員数の減による免許外指導(教員免許を持たない教科の指導)の発生など、学校の小規模化により発生する根本的な課題の解決にはつながらないと考えられるため、本計画(案)のとおり、小学校については、一之宮小学校と南小学校を、中学校については寒川中学校と寒川東中学校を再編していく必要があると考えております。	変更なし

意見要約【計画案該当箇所：第Ⅴ章 2つの再配置候補案の選定】

意見 番号	意見者 番号	意見の要旨	町の考え方	計画の修正
10	3	校舎等の建て替えについて、建築年が古い学校から優先するべきではないか。	再配置案では、建築物のハード面だけではなく、ソフト面（教育面）も踏まえて検討しており、本計画（案）の24ページに記載のとおり、必要な教室数や面積を確保するためには、建築年数が浅い学校であっても、然るべき時期に建て替えていく必要があると考えております。	本計画（案）に記載しているため変更なし

意見要約【計画案該当箇所：第Ⅵ章 今後の検討及び配慮事項】

意見番号	意見者番号	意見の要旨	町の考え方	計画の修正
11	2	通学のための、スクールバスを導入してはどうか。導入の際には、無人の自動運転によるスクールバスとすることで、有人のバスと比べてランニングコストも低く、さらに通学だけに限定せず高齢者福祉としても有効に活用することができる。	徒歩以外の通学手段については、本計画（案）の59ページに記載のとおりスクールバスの導入等について、今後、検討を進めてまいります。 ご意見にありました自動運転のスクールバスにつきましては、将来的には車の完全自動運転の実現なども想定されるものの、現時点ではその安全性や必要な道路環境について、検討・検証中の部分も多いため、まずは、現時点で考えられる手法を用い検討を進めてまいります。	本計画（案）に記載しているため変更なし
12	2	通学距離への対応として、自転車通学を認めてはどうか。	本計画（案）59ページに記載のとおり、近隣自治体の自転車通学の状況を踏まえ、また、当町の交通事情を加味し、十分な安全対策を確保できるか否かについてしっかり確認の上、自転車通学についても他の通学手段とともに導入の可能性について検討を進めてまいります。	本計画（案）に記載しているため変更なし
13	2	伝統の継承について、新たに学校を整備するならば、伝統よりも30年後に通用する教育を目指して学校を運営するため、新たな教育文化の形成を考えてほしい。	ご指摘いただきました「伝統の継承」につきましては、本計画（案）の60ページに記載のとおり、学校再編前の学校の伝統や地域の愛着をどのように継承していくかが大きな課題となり、学校の再配置にあたっては、新しい学校の具体的な検討の中で併せて検討していくべきとの認識から記述をしているものとなります。 こうした検討を経た上でスタートする新しい学校において、児童・生徒や保護者、教職員、地域の皆様の協力のもと、将来的にも通用する新たな教育文化が形成されていくものと考えております。	本計画（案）に記載しているため変更なし
14	3	通学路の安全確保のため、歩道の整備や通学手段の検討が必要である。	通学路の安全確保については、現在においても寒川町通学路交通安全プログラムに基づき取り組みを行っていますが、学校再編で通学路も変更となり、また、道路整備の状況も変化していくと思われますので、本計画（案）59ページに記載のとおり、引き続き安全性が図られるよう取り組みを進めるとともに、徒歩以外の通学手段についても併せて検討を進めてまいります。	本計画（案）に記載しているため変更なし
15	4	通学路について、車と歩行者の距離が近い道路も多いので、安全に通学できるように整備してほしい。		本計画（案）に記載しているため変更なし

意見要約【計画案該当箇所：第Ⅵ章 今後の検討及び配慮事項】

意見番号	意見者番号	意見の要旨	町の考え方	計画の修正
16	3	防災拠点としての学校施設が再編されることについて、意見を募集すること。	本計画(案)60ページの「地域への配慮事項」の中で、学校施設は地域防災の拠点施設となっていることから、地域と協議・調整を図りながら、災害に対する防災機能強化を図って行くこととしております。	本計画(案)に記載しているため変更なし
17	3	未配置校の学区に居住する未就学児の保護者へアンケートを実施すべき。	本計画(案)につきましては、小学校未就学のお子様と小学校に就学されているお子様のいる世帯に、町が配布している「スキップ」とあわせて、説明会等のチラシを配布するとともに、町ホームページやLINE、メール配信など様々な媒体を活用して周知を図っております。 今後につきましては、本計画(案)62ページに記載しておりますが、未配置校の学区に居住する保護者の皆様はもちろんのことですが、再配置する学区の児童・生徒や保護者、教職員等へのアンケート実施や学校運営協議会などを活用して皆様のご意見をお聞かせいただき、検討を進めてまいります。	本計画(案)に記載しているため変更なし
18	4	新校舎への通学開始について、在校中に環境が変わる児童生徒がいる家庭には、入学前に具体的な時期を通知した方が、保護者が事前に準備ができる。	学校の再配置案については、2024年度中に改定作業を予定している公共施設再編計画の改定において1案に絞り込まれていく予定です。 その結果、具体的な再配置完了時期についても、当該改定作業の中で町としての目標時期が決まってくるものと教育委員会では認識しております。 その後、本計画(案)の61ページに記載のとおり、(仮称)学校再編準備委員会において保護者の皆様などのご意見等をいただきながら、新校(新校舎)への通学開始時期が確定していくと思われまますので、具体的な時期が確定しましたら、再配置の対象地域の保護者を含め、町民の皆様へ周知を図ってまいりたいと考えております。	変更なし
19	4	新校舎への通学開始時の子どもたちへのフォローについては、多忙な教員に任せきりにならないよう、人員を配置してほしい。	本計画(案)の59ページから60ページの児童・生徒への配慮事項に記載のとおり、学校再編にあたっては、他の自治体においても対象校同士の事前交流や相談体制の構築、統合前後における教職員の継続配置など、不安を抱える児童・生徒へのフォローにつきましては、先行事例を踏まえながら取り組んでまいります。	本計画(案)に記載しているため変更なし

意見要約【計画案該当箇所:第Ⅵ章 今後の検討及び配慮事項】

意見番号	意見者番号	意見の要旨	町の考え方	計画の修正
20	4	小・中学生や未就学児の保護者、教職員を学校適正化の話し合いにもっと入れた方がいい。	本計画(案)の策定は、寒川町立小・中学校適正化等検討委員会を立ち上げ様々な立場の方からご意見をいただきながら検討を進めてまいりました。委員会には、保護者の代表の方や小中学校からそれぞれ代表の校長先生に加え教職員代表の方にもご参画いただいております。 本計画(案)の62ページに記載のとおり、今後は、学校施設の検討に当たって児童・生徒や保護者、教職員等へのアンケートの実施や学校運営協議会にご協力いただき、検討を進めてまいりたいと考えております。	本計画(案)に記載しているため変更なし
21	4	教職員が働きやすい環境にすることが子どもたちの良い学び舎につながると思う。	本計画(案)の62ページに記載のとおり、新しい学び舎の具体的な検討の際には、教職員へのアンケート等を実施の上、真に必要とされる施設の整備に努めます。	本計画(案)に記載しているため変更なし
22	5	今後の学校の形態を見通していくためには、学級数だけではなく、教室の広さ、児童生徒数、教育形態(集合教育、オンライン、校外学習)を考慮にいれながら議論する必要がある。	本計画(案)では、既存の校舎の普通教室等の状況を確認した上で、国の補助基準と照らし合わせ、多目的室や少人数学級を導入する校舎面積の確保を目指すこととしています。 また、新しい学び舎の具体については、本計画(案)の61ページから62ページの「新しい学び舎の具体的な検討」に記載のとおり、将来的にも通用する教育環境をどのように整えていくべきか、実際に利用する児童・生徒や保護者、教職員や地域の皆様のご意見を聞きながら検討を進めてまいります。	本計画(案)に記載しているため変更なし
23	5	生徒、保護者、教員、地域住民の話聞くために、アンケートだけではなく、学区ごとにワーキンググループを作り、話をすすめてはどうか。	学校再編の際には、本計画(案)61ページの「学校再編の標準的なスケジュール」に記載している「(仮称)学校再編準備委員会」を立ち上げ、新しい学び舎のコンセプトや必要な機能等、新校(新校舎)に係る協議を進めていきたいと考えております。その中で、ワーキンググループ等による検討を行う事も考えられますので、今後の検討の際のご意見として承ります。	本計画(案)に記載しているため変更なし

意見要約【計画案該当箇所:第Ⅵ章 今後の検討及び配慮事項】

意見 番号	意見者 番号	意見の要旨	町の考え方	計画の修正
24	5	<p>本計画（案）の基本概念を構築し、多様性を持った学びにつなげるために、障がい者などの課題を共有することが重要だと思う。</p>	<p>本計画(案)の59ページの「児童・生徒の配慮事項」では、「特別支援教育にあつては、個々の特性に寄り添った対応が図れる環境を整備する」ことを、61ページの「新しい学び舎の具体的検討」では、「多様な教育的ニーズのある児童・生徒への対応としてのインクルーシブ教育が行いやすい教室を整備する」等、「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」を目指すこととしております。いただきましたご意見のとおり、障がいのある方などの課題をしっかりと共有し、検討を進めることは重要と考えますので、今後の検討の際のご意見として承ります。</p>	<p>本計画(案)に記載しているため変更なし</p>

意見要約【計画案該当箇所:なし(その他)】

意見番号	意見者番号	意見の要旨	町の考え方	計画の修正
25	1	本計画(案)の目的に、財政破綻を回避することとあるが、対策の全体像が見えないため、数値で検証できる全体計画が必要ではないか。	このたびの町立小・中学校の適正規模・適正配置等に係る検討については、本町全体の公共施設の再編の一環として行われているものであり、本計画(案)の内容については、2024年度中に改定作業を予定している、公共施設再編計画に反映されることとなっています。 当該改定作業においては、新たな人口推計や財政推計に基づき、公共施設の再編も含めた町全体としての財政計画が策定される予定でありますので、これまでどおり、その中で数値的な進行管理を行ってまいります。	—
26	1	本計画(案)の目的に、財政破綻を回避することとあるが、回避のためには、町の人件費や事業費を削減すべき。	町では、適正な財政運営が図られるよう、財政計画を立てながら、総合計画をはじめとした各種計画によるPDCAサイクルのもと、これまでも進行管理を行ってきております。 いただいたご意見につきましては、今後の検討へのご意見として承ります。	—
27	1	住民の理解を得るために、ワークショップや地域懇談会を開き、検討委員会による検討もして来たとのことだが、参加人数が少なくないか。	これまで、町ホームページや広報での周知はもちろんのこと、教職員や保護者向けの「寒川町立小・中学校適正化通信」発行するとともに、懇談会や説明会を開催する際には、児童・生徒のいるご家庭すべてに渡るよう、学校を通じたチラシの配布や、自治会による回覧、メールやLINE配信等あらゆる手法を使って周知を図ってまいりました。 また、開催日を複数日としたり、オンラインでの参加を可能とするなど、実施方法についても可能な限り対応してきたところです。働き方の多様化などにより、参加できる日時も様々なことから、こちらで設定した日程で参加ができない場合でも、いつでもご都合の良いときに情報が入手できるよう、説明部分の動画等を見ることができるよう環境についても整えてまいりましたので、今後も引き続き情報共有と周知に努めてまいります。	—

意見要約【計画案該当箇所:なし(その他)】

意見番号	意見者番号	意見の要旨	町の考え方	計画の修正
28	4	台風接近時や大雨が予想される時には、早めに下校させるだけではなく、天気予報をよく確認し、大雨の時間を避けて下校を遅らせる対応も必要ではないか。	台風や大雨等につきましては、天気予報等により予めいつまでが安全に下校できるか等の予測ができますので、荒天となる前に下校することを基本としております。 しかしながら、天気予報等で想定しきれなかった大雨等の発生などがあつた際には、ご意見のとおり柔軟な対応も必要と考えますので、ご意見として承ります。	—
29	4	通学時間について、中学生は部活や校内の委員会で帰宅時間が遅くなることがあるため、下校時に制服に着替えることなくジャージのまま帰宅させてほしい。	今後検討する際のご意見として承ります。	—
30	5	当事者たちが対話を繰り返す十分な期間が必要だが、教員、保護者に時間的余裕はなく、また、全ての住民が参加することはできないので、メリット・デメリットを共有し、事実に基づいた具体的な情報を伝えるべき。	本計画(案)の検討経過につきましては、これまで、教職員や保護者向けに「寒川町立小・中学校適正化通信」を3回発行し、また、懇談会や説明会を開催する際にも、同様に児童・生徒のいらっしゃるご家庭にすべて渡すよう、学校を通じてチラシ配布を行いました。さらに、様々な事情で参加できない方々や再度内容等を確認したい方々向けに説明動画を作成し、町ホームページにて公開しております。 また、学校の再配置案については、考え得る案に対し様々な視点で比較検討し、町としての判断基準をお示しすることで、なぜその結論に至ったのかを保護者や教職員、地域の皆様が閲覧し、いつでも検証できるようにするためホームページに掲載させていただいております。 今後の改定作業や、次期計画等を作成する必要が出た際にも、いただいたご意見についても参考とさせていただきながら、情報の共有、周知に引き続き努めてまいります。 なお、財政運営につきましては、いただいたご意見を参考としながら進めてまいりたいと考えております。	—
31	5	プランは複数と比較検討する必要があり、費用だけではなく、付加価値も明示すべきである。費用については、学校教育の幅にとらわれず、福利厚生、農業、環境など、今後のまちづくりに関連してくるので、既成概念にとらわれず、自由度をもって費用の運用ができる方法を考えていただきたい。	今後の改定作業や、次期計画等を作成する必要が出た際にも、いただいたご意見についても参考とさせていただきながら、情報の共有、周知に引き続き努めてまいります。 なお、財政運営につきましては、いただいたご意見を参考としながら進めてまいりたいと考えております。	—